

平成15年6月26日

株主各位

大阪府中央区北浜二丁目4番6号

大阪証券金融株式会社

取締役社長 大津 隆文

第89回定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととおよろこび申し上げます。

さて、本日開催の当社第89回定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたからご通知申し上げます。

敬 具

記

報告事項 第89期（自平成14年4月1日
至平成15年3月31日）営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

決議事項
第1号議案

第89期利益処分案承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

なお、変更の内容は後記のとおりであります。

第3号議案

自己株式取得の件

本件は、本総会終結のときから次期定時株主総会終結のときまでに、当社普通株式100万株、取得価額の総額2億円を限度として取得することに承認可決されました。

第4号議案

取締役全員任期満了につき10名選任の件

本件は、取締役に大津隆文、鈴木 茂、中川淳一、竹内康夫、岡田耕治、久場直美、巽 悟朗、村上朝昭、徳岡宏信、長岡壽男の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案

監査役1名選任の件

本件は、監査役に吉富啓祐氏が選任され、就任いたしました。

第6号議案

退任監査役に退職慰労金贈呈の件

本件は、退任監査役 大石孝雄氏に対し、当社所定の基準に基づき、従来の慣行を勘案のうえ、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的な金額、時期および方法等は、監査役の協議に一任することに承認可決されました。

以 上

なお、本総会終了後開催された取締役会において、取締役社長（代表取締役）に
大津隆文氏、専務取締役（代表取締役）に鈴木 茂氏、常務取締役に中川淳一、竹内康夫、
岡田耕治の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

配当金のお支払いについて

第89期株主配当金は、1株につき6円と決定いたしましたから、同封の「郵便振替支
払通知書」によって払渡期間中に最寄りの郵便局でお受け取り下さい。

なお、銀行口座または郵便貯金口座への振込をご指定の方には、「配当金計算書」お
よび「配当金のお振込先について」を同封いたしましたのでお確かめ下さい。

単元未満株式の買増請求お取扱いについて

本日開催の定時株主総会において、定款一部変更の件が承認可決され、単元未満株式
(1,000株未満の株式)をご所有の場合、その単元未満株式数と併せて1単元の株式数
(1,000株)となる株式数について、当社に買増請求ができることとなりました。

お手続の詳細につきましては、事業報告書「株主メモ」に記載の名義書換代理人
株式会社だいこう証券ビジネスまでお問い合わせ下さい。(証券保管振替制度をご利用さ
れる場合は、お取引の証券会社までお問い合わせ下さい。)

ご参考

第2号議案の定款一部変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>9,600万株</u>とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 [略] [新 設]</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第7条 当社は、株式につき名義書換代理人を置く。</p> <p>2 [略]</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する事務は、名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第8条 当社の株券の種類、株式の名義書換、単元未満株式の買取りその他株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社の定時株主総会において権利を行使できる株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第10条 [略]</p> <p>第11条 [略]</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>(株式の総数)</p> <p>第5条 当社が発行する株式の総数は、<u>9,550万株</u>とする。ただし、株式の消却が行なわれた場合には、これに相当する株式数を減ずる。</p> <p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第6条 [現行どおり] (<u>単元未満株式の買増し</u>)</p> <p>第7条 <u>当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)</u>は、株式取扱規則に定めるところにより、その単元未満株式の数と併せて1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すべき旨を請求することができる。</p> <p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 [現行どおり]</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p>3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)および<u>株券喪失登録簿</u>は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する事務は、これを名義書換代理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p>第9条 当社の株券の種類ならびに株式の名義書換、単元未満株式の買取りおよび買増し、その他株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会において権利を行使できる株主は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主とする。</p> <p>2 [現行どおり]</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p>第11条 [現行どおり]</p> <p>第12条 [現行どおり]</p>

(下線は変更部分)

変 更 前	変 更 後
<p>(決議の方法)</p> <p>第12条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。 〔新設〕</p> <p>第13条 〔略〕</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第14条 }〔略〕 、 第24条 }</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第25条 }〔略〕 、 第32条 }</p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条 〔略〕 第34条 〔略〕</p> <p>附 則</p> <p>第28条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めのある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p><u>2 商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上の多数をもって行なう。</u></p> <p>第14条 〔現行どおり〕</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第15条 }〔現行どおり〕 、 第25条 }</p> <p>第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条 }〔現行どおり〕 、 第33条 }</p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条 〔現行どおり〕 第35条 〔現行どおり〕</p> <p>附 則</p> <p>第29条の規定にかかわらず、平成14年5月1日後最初の決算期に関する定時株主総会の終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</p>